

# 短期入所生活介護はなみづき運営規程

## (主旨)

第1条 この規程は、社会医療法人青虎会（以下「法人」という。）が開設する短期入所生活介護はなみづき（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の適正な運営を確保するため、介護保険法（以下「法」という。）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づき必要な事項を定めるものとする。

## (施設の目的)

第2条 この事業所は、市町村及び指定居宅介護支援事業所から認定を受けた、要介護者及び要支援者（以下「利用者等」という。）に対し、居宅サービス計画に基づき、可能な限り利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供用その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

## (運営方針)

第3条 この事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って適正な居宅サービスを提供することとする。

- 2 この事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村及び居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 この事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及びその利用者の行動を制限する行為を行わないこととする。また、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様時間及びその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。
- 4 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護計画を作成する。なお、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、利用者またはその家族に対して十分な説明を行い、同意を得た上で当該計画を利用者に交付するものとする。
- 5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供のかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイ はなみずき
- (2) 所在地 山梨県都留市四日市場字瀬中 188

(従業者の職種及び員数)

第5条 この事業所の従業者の職種及び員数は次のとおりとする。

管理者	1名
医師	1名
介護職員	8名以上
生活相談員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
管理栄養士	1名以上
事務員	適当数

(従業者の職務内容)

第6条 前条に規定する従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者は、従業者の指導及び監督に従事するとともに、市町村及び関係諸機関との連絡調整を図る等施設の管理運営を行う。
- 二 医師は、利用者の健康管理、保健指導及び施設内診療に従事する。
- 三 看護職員は、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するため必要な処置を行う。
- 四 介護職員は、看護業務の補佐、日常生活の介護及び相談、指導に従事する。
- 五 生活相談員は、利用者及びその家族の処遇上の相談、生活行動プログラムの作成及びレクリエーション等の計画、指導のほか、市町村及び関係諸機関との連絡調整や、ボランティアの指導に従事する。
- 六 機能訓練指導員（看護職員等）は、医師の指示に従い利用者の機能回復訓練に従事する。
- 七 管理栄養士は、利用者の栄養及び給食の管理指導に従事する。
- 八 事務員は、施設の運営に係る庶務及び経理事務並びに受付事務に従事する。

(利用定員)

第7条 この事業所の利用定員は、24名とする。

(サービスの種類)

第8条 この事業所は、指定短期入所生活介護サービスを提供する。

(サービス内容)

第9条 この事業所が提供する指定短期入所生活介護サービスは、次のとおりとする。

一 介護

- (1) 介護に当たっては、利用者的心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
- (2) この事業所は、1週間に2回以上適切な方法により、利用者を入浴させる。また、体調不良等の理由から入浴できない利用者については、清拭するものとする。
- (3) この事業所は、利用者的心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- (4) この事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを、適切に取り替えるものとする。
- (5) この事業所は、前各号に定めることのほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。
- (6) この事業所は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。
- (7) この事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

二 食事の提供

- (1) 利用者の食事は、栄養並びに利用者的心身の状況及び嗜好を考慮した物にするとともに、適切な時間に提供することとする。
- (2) 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で提供するよう努めるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、都留市、大月市、西桂町とする。

(利用料及びその他の費用の額)

第11条 この事業所における指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料及び居住費（滞在費）、食費、その他費用の額は、別紙「重要事項説明書」によるものとし、事業所の見やすい場所に掲示することとする。

2 事業者は、同条に規定する費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名及び押印を受けるものとする。

(守秘義務)

第12条 職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らして

はならないものとする。また、その職を退いた後においても同様とする。

- 2 管理者は、職員または職員であったものが正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らすことの無いよう適切な指導監督を行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、指定短期入所生活介護の提供中に、天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執る。

- 2 事業者は、消防法第8条の規定による防火管理者を配置し、消防法施行規則第3条に規定する消防計画を策定する。
- 3 事業者は、非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、利用者に対する居宅サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに関係所轄庁並びに利用者の家族等への連絡を速やかに行うとともに、必要な措置を講ずる。また、賠償すべき事故が発生した場合においては、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等の対応)

第15条 事業者は、指定短期入所生活介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他の必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じる。

(利用にあたっての留意事項)

第16条 利用者は、施設利用にあたり次の事項を守らなければならない。

- (1) 日常生活を通じ人格の向上に努め、秩序ある共同生活を守ること
- (2) 常に身体・服装の清潔に努め、居室の整理整頓を行うこと
- (3) 施設内外を問わず、無断で物品の売買及び金品の貸借を行わないこと
- (4) 喧嘩・口論等他の利用者の迷惑となるような行為をしないこと
- (5) 施設内において、無断で炊事・飲酒を行わないこと
- (6) 無断で外出、外泊または他人を宿泊させないこと

(従業者の服務規律)

第17条 この事業所に勤務する従業者は、関係法令及び諸規程を遵守するほか、次のこと留意しなければならない。

- (1) 利用者及びその家族に対して、親切丁寧な態度を失わないこと

- (2) 自己の責務は、誠意と責任をもってこれを行うこと
- (3) お互いに協力して能率の向上に努めること

(従業者の健康管理)

第18条 この事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(会計区分)

第19条 この事業所は、他の居宅サービスの経理を区分するとともに、会計準則に基づいて適正な処理を行う。

(記録の整備)

第20条 この事業所は、居宅サービスの設備・備品、従業者、会計等に関する必要な諸記録を整備する。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人青虎会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体拘束等)

第22条 当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内に行うことがある。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様等についての記録を行うものとする。

- (1) 緊急性→直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- (2) 非代替性→身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。
- (3) 一時性→利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解くこと。
- (4) 身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (5) 身体拘束等適正化のための指針の整備をしていること。
- (6) 従業者に対して、身体拘束等適正化のための定期的な研修を実施していること。

(虐待防止等)

第 23 条 当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため  
に、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 虐待に関する担当者を選定する。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者  
に周知徹底を図ること。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしていること。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (5) サービス提供中に当該事業所従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用  
者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通知すること。

(衛生管理等)

第 24 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生  
的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じる。

- (1) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努める。
- (2) 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じる。
  - 1 感染対策を検討する委員会を 6 月に 1 回以上開催し、その結果について従業者に周知  
徹底を図ること。
  - 2 感染対策の指針を整備していること。
  - 3 従業者に対して定期的に研修及び訓練を実施していること。

(業務継続計画の策定等)

第 25 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に  
実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）  
を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期  
的に実施すること。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

附則

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 1 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。